

平成 30 年 2 月 8 日付け経済産業大臣宛て

本事業は、岩内町敷島内地区の約 324ha を対象事業実施区域として、8~15 基の風車による最大出力 30,000kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、自然度の高い植生、保安林などの重要な自然環境のまとまりの場や国立公園が存在しているほか、希少鳥類の生息等の情報がある。また、対象事業実施区域周辺には福祉施設や多数の住居などが存在している。

以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合においては、事後調査を実施すること。

(2) 本事業の配慮書では、図書全般にわたって記載の不備が散見されたことから、知事意見において、方法書の作成に当たっては、内容を十分精査した上で、不備のないよう記載することを求めているところである。しかしながら、本方法書においても、風車の設置基数の説明について整合が図られていない記載がみられるほか、依然として誤記や記載漏れ等の不備が散見され、信頼に足るものとなっていない。このため、準備書の作成に当たっては、内容の精査を確実に行った上で、不備のないよう記載すること。

(3) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。また、今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域に近接して岩内町霊苑や福祉施設などの特に配慮が必要な施設があるほか多くの住居が存在し、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音及び超低周波音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔するなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(2) 水質

工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(3) 風車の影

ア 対象事業実施区域に近接して岩内町霊苑や福祉施設などの特に配慮が必要な施設があるほか多くの住居が存在し、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔するなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(4) 動物

ア 本方法書では、動物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ コウモリ類の調査について、バットディテクターの探知距離等を十分に考慮し、ブレード回転域の高度における飛翔状況も把握可能な手法による調査を実施し、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、専門家等により希少猛禽類等の希少鳥類の生息等に係る情報がある。このため、これら鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 本方法書では、植物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ 現地調査により重要な植物種が確認された場合は、当該種の生育地及びその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略的な外来種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、外来植物の分布拡大は、植物のみならず動物や生態系にも影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対する影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とするとともに、特にエゾイタヤシナノキ群落（植生自然度9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る胸高直径 50 センチメートル程度以上の大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、原則としてこれらの区域を除外すること。

なお、対象事業実施区域の植生については、文献調査ではササ草原とされていた区域が、近年の航空写真では樹林地となっており、時間の経過とともに自然度の高い植生に遷移している可能性があるため十分留意すること。

ウ 対象事業実施区域には土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土石流危険渓流が含まれ、半数程度の風車や工事用道路の一部が土石流危険渓流に配置される計画となっており、事業実施に伴い土石流が人為的に誘発され、動植物の生息・生育環境や生態系への重大な影響が懸念される。このため、風車の設置位置などの改変区域を土石流危険渓流から除外することにより、影響を回避すること。

（7）景観

ア 主要な眺望点として、観光施設等が集中する「円山リゾートエリア」には「マリンビュー」や「円山展望台」などが、ニセコ積丹小樽海岸国定公園内には「岩内岳」や「ニセコいわない国際スキー場」などが存在しており、これら眺望点は対象事業実施区域に近接していることから眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、景観に対する影響については、地域住民や観光客、国定公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

（8）人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に近接して「鳴神の滝」、「マリンビュー」や「岩内町森林公園」などの人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在しており、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

（9）廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。